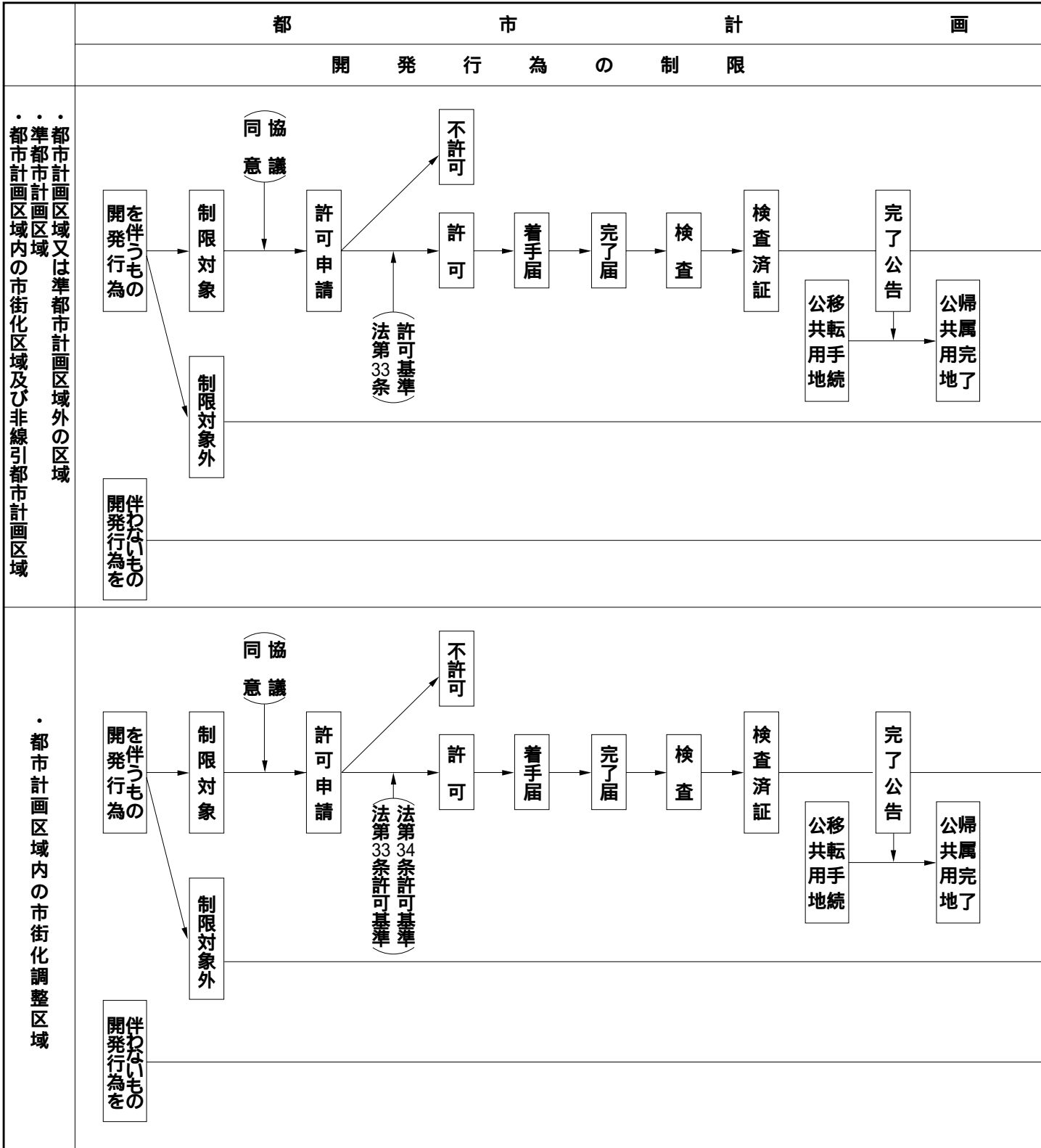


第三編 諸手続要領編

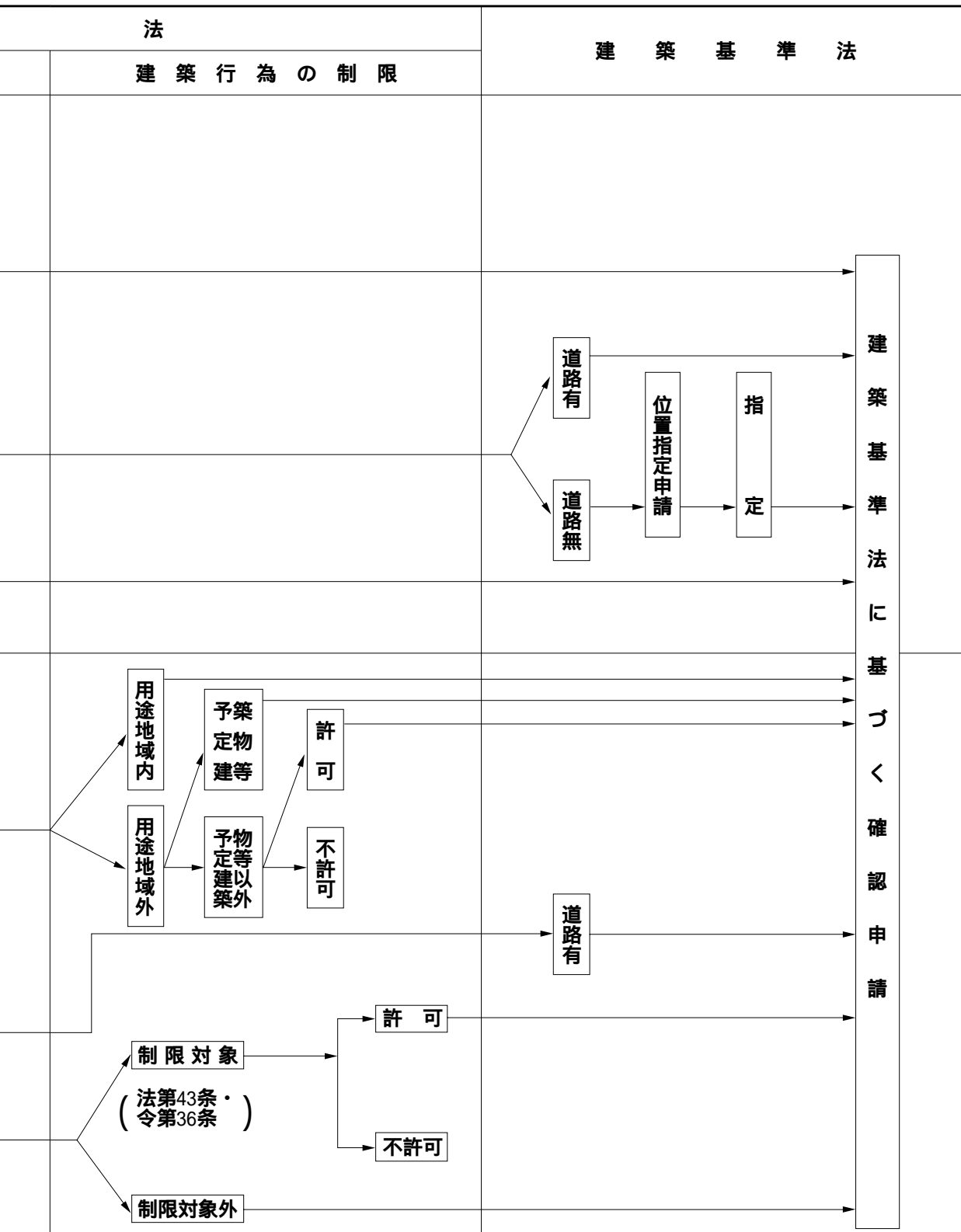
開発許可等の手続き

1 開発許可等から建築確認までの流れ



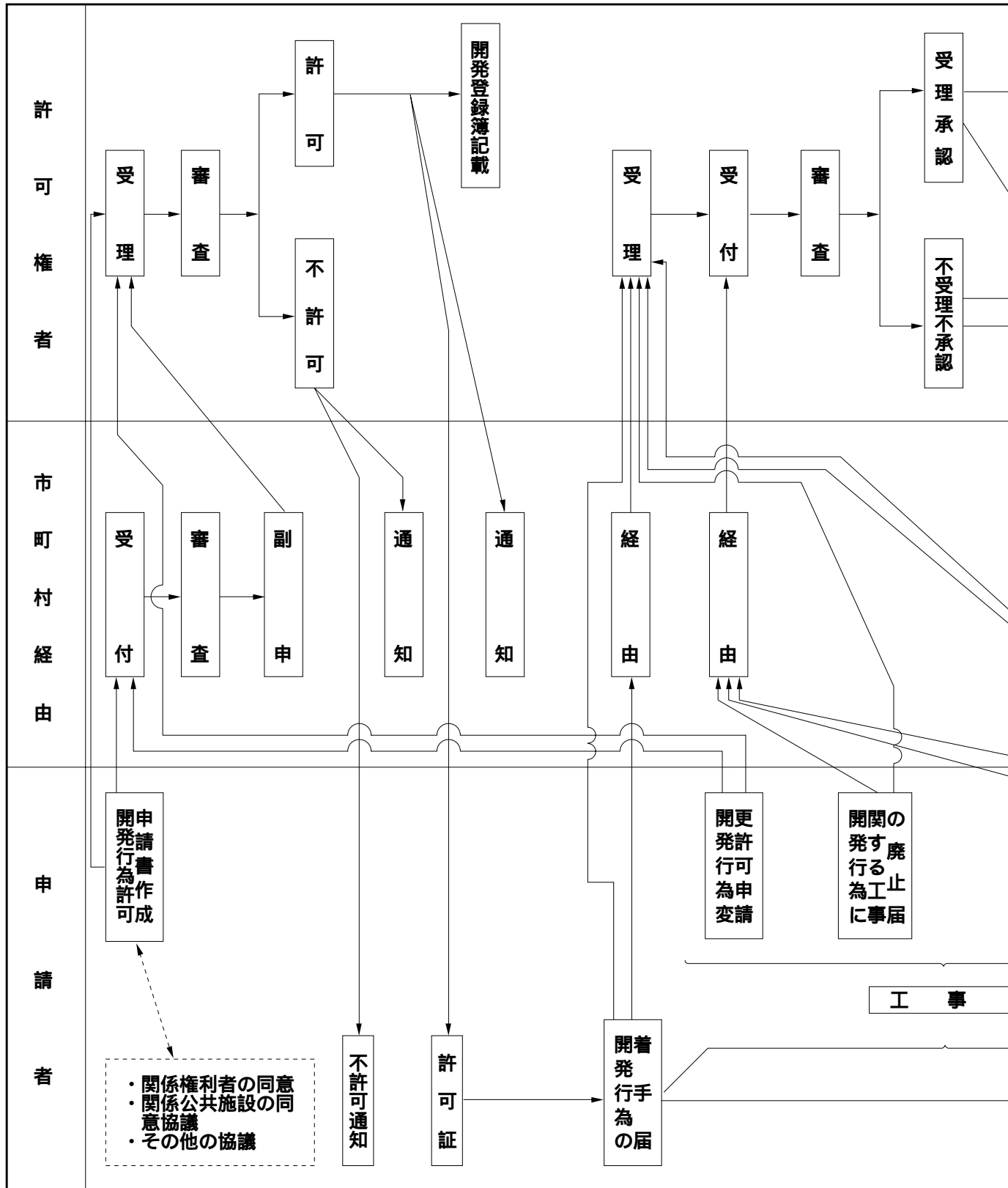
法第34条の2の開発協議手続きは、開発許可手続きに準じるものとします。

法第43条第3項の建築協議手続きは、建築許可手続きに準じるものとします。

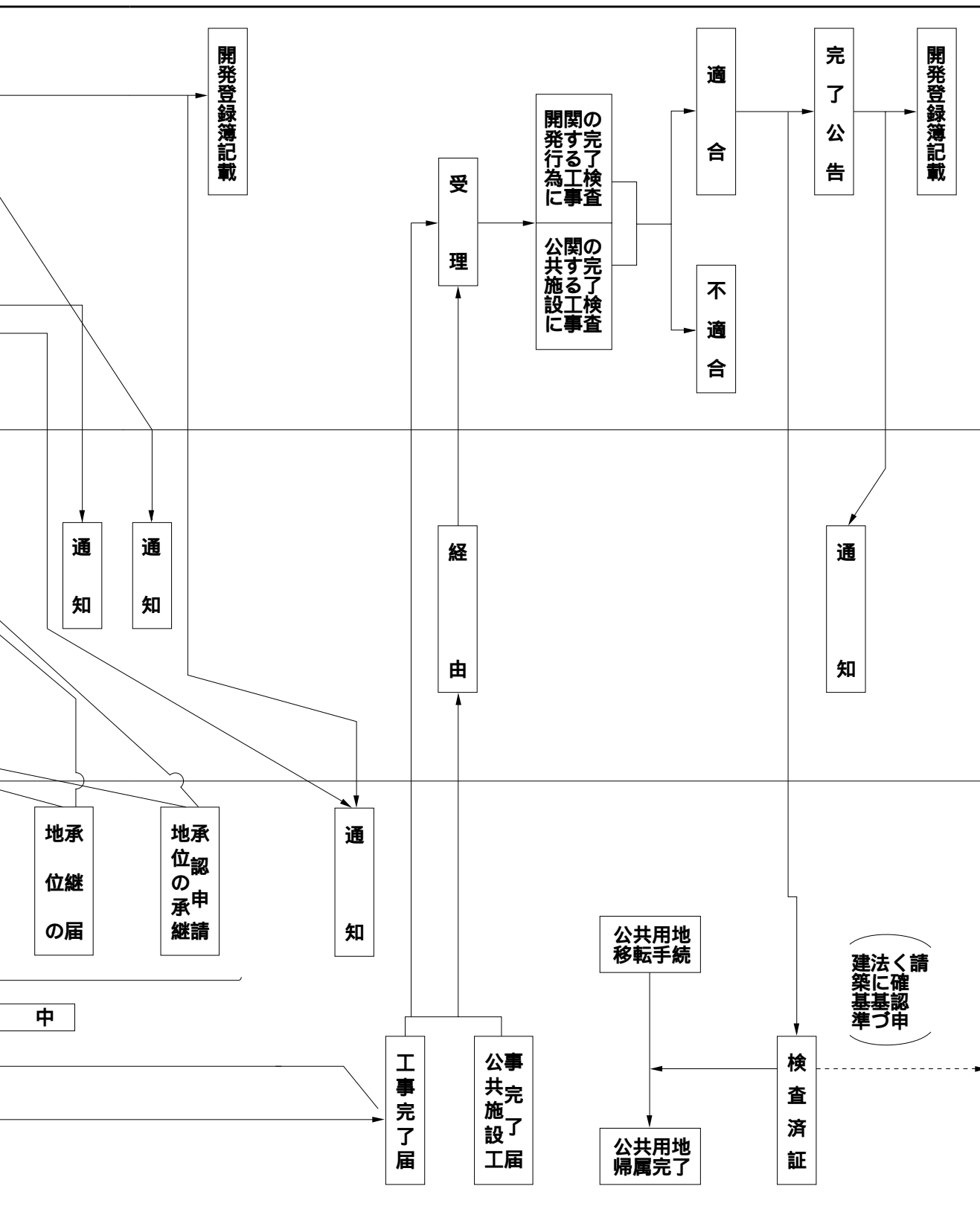


2 開発行為の許可申請に関する諸手続き及び審査経路等

(1) 開発許可をする場合の流れ

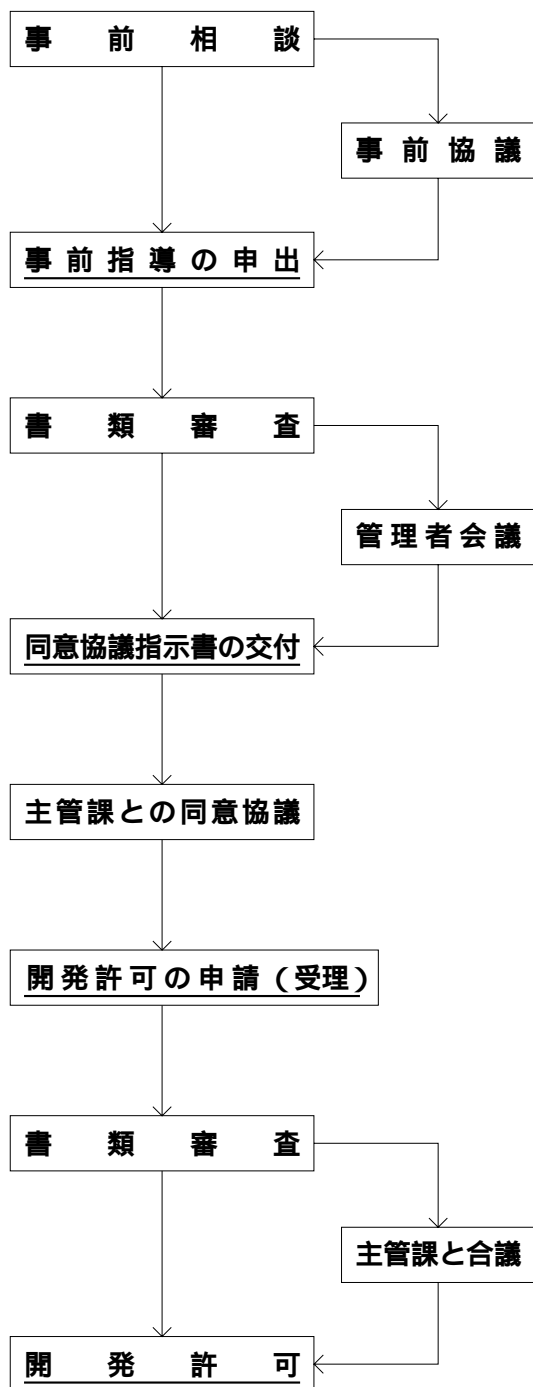


- 岡山県が許可を行う場合は、市町村経由が加わります。
- 岡山市が許可を行う場合、次の(2)岡山市開発許可事前指導要領の手続きの流れが加わります。
- 倉敷市が許可を行う場合、次の(3)倉敷市事前協議の流れが加わります。
- 協議手続きは、許可手続きに準じるものとします。



第三編
諸手続要領編

(2) 岡山市開発許可事前指導要領の手続きの流れ



岡山県県土保全条例又は岡山市開発事業（暫定）
指導要綱に基づく事前協議

都市計画法及び岡山県県土保全条例に基づく開発
行為

0.3ha以上の自己の居住用，自己の業務用の開発
行為

・自己の居住用，自己の業務用以外の開発行為
について，同意協議の方針決定
同意協議状況報告書を添付

開始時に同意協議指示書の確認

終了時に同意協議状況報告書に終了印を押印

同意協議状況報告書により同意協議終了の確認

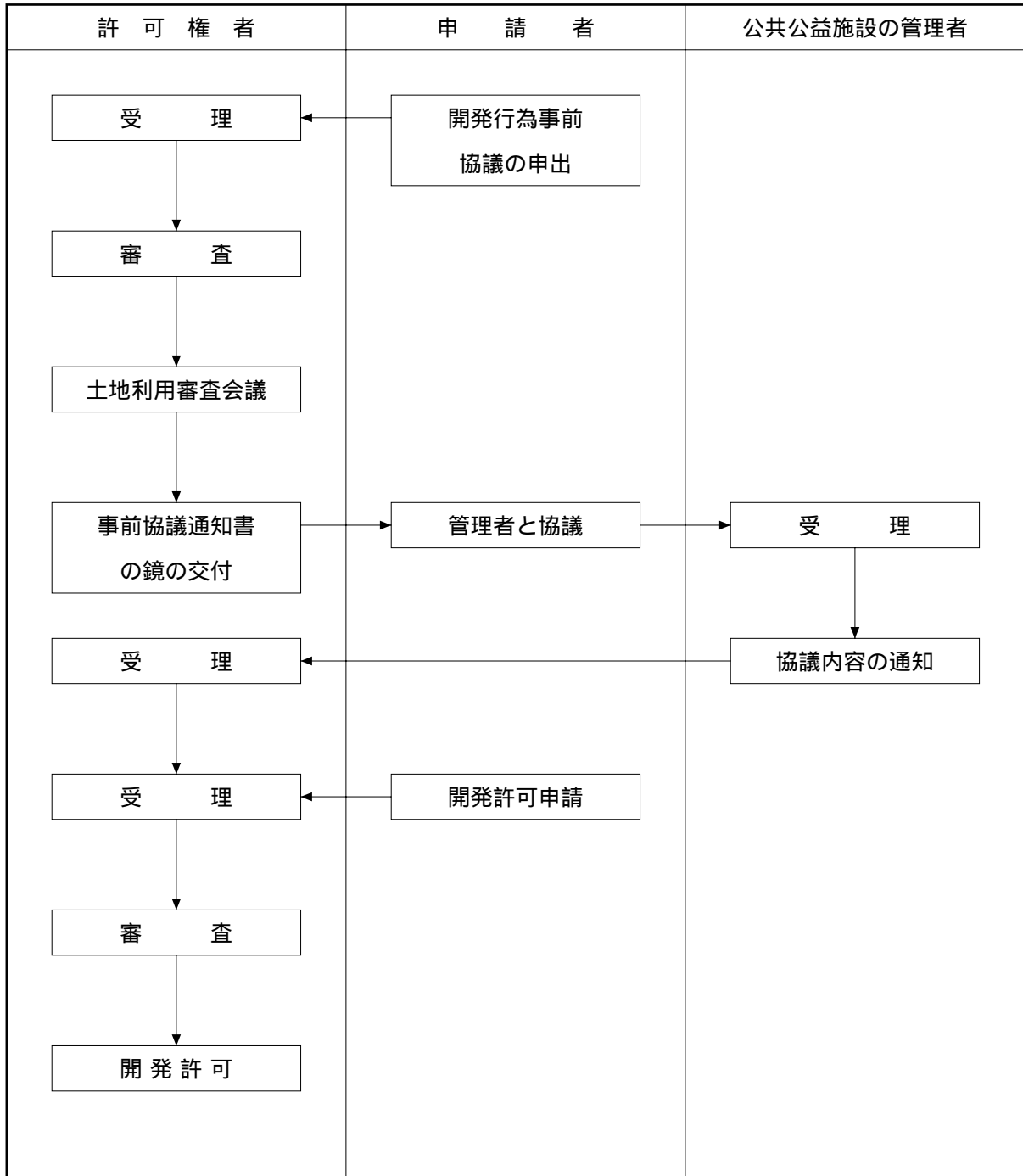
都市計画法第32条に基づく同意協議の主管課と
同意協議内容の確認

岡山県県土保全条例に基づく開発行為については，
岡山県知事へ進達

(3) 倉敷市事前協議の流れ

0.5ヘクタール以上の自己の居住用若しくは自己の業務用又は0.1ヘクタール以上のその他の開発行為の場合は事前協議が必要です。

開発面積が1ヘクタール以上のもの及び1ヘクタール未満の場合であっても必要と認められるものは、倉敷市土地利用審査会議に付議しなければならない。



3 申請手数料（都市計画法）

(1) 開発行為許可申請手数料・法第29条

平成13年4月1日改正

開発区域の面積	手 数 料		
	自己居住用	自己業務用	そ の 他
0.1 ha 未 満	8,900円	13,000円	89,000円
0.1 ~ 0.3	22,000	31,000	130,000
0.3 ~ 0.6	44,000	66,000	200,000
0.6 ~ 1.0	89,000	120,000	270,000
1.0 ~ 3.0	130,000	200,000	400,000
3.0 ~ 6.0	180,000	280,000	520,000
6.0 ~ 10.0	220,000	350,000	670,000
10.0 ha 以上	310,000	490,000	890,000

(2) 開発行為変更許可申請手数料・法第35条の2

<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。 ただし、その額が89万円を超えるときは、その手数料の額は、89万円とする。</p>
<p>イ 開発行為に関する設計の変更（口のみ該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（口に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p>
<p>ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料に規定する額</p>
<p>ハ その他の変更については、1万円</p>

(3) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料

・法第41条第2項ただし書・第35条の2第4項

47,000

(4) 予定建築物等以外の建築許可申請手数料

・法第42条第1項ただし書

27,000

(5) 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請手数料・法第43条

敷地の面積	
0.1 ha 未 満	7,100
0.1 ~ 0.3	19,000
0.3 ~ 0.6	40,000
0.6 ~ 1.0	71,000
1.0 ha 以上	99,000

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料・法第45条

開発区域の面積	手 数 料		
	自己居住用	自己業務用	そ の 他
1 ha 未 満	1,800	1,800	18,000
1 ha 以 上	1,800	2,800	18,000

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料・法第47条第5項

用紙1枚につき	480
---------	-----

(8) 開発行為又は建築等に関する証明書交付手数料・則第60条

・岡山県

750円

・岡山市，倉敷市，玉野市

300円
